

高知県交通安全指導員協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県交通安全指導員協議会補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、交通安全思想の普及による交通事故の防止を図るため、高知県交通安全指導員協議会（以下「補助事業者」という。）が行う事業及び事務（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、正副2通を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、補助事業者が地区又は支部に対して地区活動助成費を交付するときは、同様の条件を付さなければならない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、実施事業の新設若しくは廃止又は交付決定額に対して30パーセントを超える補助金の減額若しくは補助金の増額をする場合若しくは第3条で定めた補助対象経費間における30パーセントを超える変更については、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業

の完了後 5 年間保管しておくこと。

- (4) 補助事業の執行に関しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(概算払の請求)

第 8 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき、概算払の請求をしようとするときは、別記第 3 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 9 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、正副 2 通を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。ただし、これにより難い場合は、翌年度の 4 月 15 日までとする。
- 3 補助事業等実績報告書には、次に掲げる関係書類を添えなければならない。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めた書類

(グリーン購入)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 11 条 補助事業者又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示をするものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号、第 5 号及び第 6 号並び

に第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 24 年 3 月 19 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 29 年 3 月 29 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象事業	補助対象経費	補助率
(1)交通安全運動（指導、教育、広報等）の推進に関する事業	給与 報償費 旅費 需用費（消耗品費、装備品購入費、印刷製本費及び光熱水費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料（会場費及び使用料） 地区活動助成費 委託料 備品購入費	定額
(2)交通安全関係団体との協力活動に関する事業		
(3)交通安全活動に関する調査研究事業		
(4)高知県交通安全指導員（以下「県指導員」という。）の技術習得を含む研修事業		
(5)県指導員の福利厚生に関する事業		

別表第2（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴力団条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。